

令和 7 年 1 月 8 日 開会

令和 年 月 日 閉会

令和 7 年

第 4 回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和7年 第4回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第85号	令和7年度別海町一般会計補正予算	1
議案第86号	令和7年度別海町国民健康保険特別会計補正予算	2
議案第87号	令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算	3
議案第88号	令和7年度町立別海病院事業会計補正予算	4
議案第89号	令和7年度別海町水道事業会計補正予算	5
議案第90号	令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算	6
議案第91号	別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第92号	別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第93号	別海町議會議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第94号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第95号	教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第96号	別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第97号	第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第98号	別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第99号	別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第100号	別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第101号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	46
議案第102号	別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第103号	別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第104号	別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	52
議案第105号	別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案第106号	別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について	54

議案第107号	工事請負契約の締結について	56
議案第108号	公の施設に係る指定管理者の指定について	57
議案第109号	公の施設に係る指定管理者の指定について	58
議案第110号	公の施設に係る指定管理者の指定について	59
議案第111号	公の施設に係る指定管理者の指定について	60
議案第112号	公の施設に係る指定管理者の指定について	61
同意第4号	別海町教育委員会教育長の任命について	63
同意第5号	別海町教育委員会委員の任命について	64
報告第17号	専決処分の報告について	65
報告第18号	専決処分の報告について	66
報告第19号	専決処分の報告について	67
報告第20号	専決処分の報告について	68

議案第 85 号

令和 7 年度別海町一般会計補正予算

令和 7 年度別海町一般会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

別海町長 曽根興三

議案第 86 号

令和 7 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算

令和 7 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

別海町長 曽根興三

議案第 87 号

令和 7 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算

令和 7 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

別海町長 曾根興三

議案第88号

令和7年度町立別海病院事業会計補正予算

令和7年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

議案第89号

令和7年度別海町水道事業会計補正予算

令和7年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

議案第90号

令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算

令和7年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

議案第91号

別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年別海町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「特定個人番号利用事務」の次に「並びに町の執行機関が第4項の規定により同項に規定する住登外者宛名情報であつて当該執行機関が保有するものを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 町の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの

機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

別表第1に次のように加える。

1 2 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

別表第2中「

1 町長	別海町子ども医療費助成に関する条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの (4) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73
------	---	---

		号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
2 町長	別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37

		号)にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
3 町長	別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 医療保険各法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所支援又は措置に関する情報であって規則で定めるもの
4 町長	別海町障がい者地域生活支援事業条例による障がい者の地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	別海町高齢者及び障がい者(児)バス・ハイヤー共通利用券交付規則によるバス・ハイヤー共通利用券の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	別海町福祉灯油・暖房用燃料費等助成金	(1) 地方税関係情報であって規

	支給事業実施要綱による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 町長	別海町老人及び重度心身障害者福祉電話設置規則による福祉電話設置等に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 町長	別海町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
9 町長	別海町社会福祉法人等による利用者負担軽減制度実施要綱による利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 町長	別海町ユニット型特別養護老人ホーム利用者負担額軽減制度実施要綱による利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 町長	別海町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱による要支援者名簿の作成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神

		障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	---

」を「

1 町長	別海町子ども医療費助成に関する条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第2</p>
------	---	---

		<p>45号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
2 町長	別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情</p>

		報であって規則で定めるもの (6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 町長	別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 医療保険各法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所支援又は措置に関する情報であって規則で定めるもの (6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 町長	別海町障がい者地域生活支援事業条例による障がい者の地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 町長	別海町高齢者及び障がい者(児)バス・ハイヤー共通利用券交付規則によるバ	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

	ス・ハイヤー共通利用券の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 町長	別海町福祉灯油・暖房用燃料費等助成金支給事業実施要綱による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 町長	別海町老人及び重度心身障害者福祉電話設置規則による福祉電話設置等に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 町長	別海町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

		規則で定めるもの
9 町長	別海町社会福祉法人等による利用者負担 軽減制度実施要綱による利用者負担額の 軽減に関する事務であって規則で定める もの	(1) 地方税関係情報であって規 則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規 則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規 則で定めるもの
10 町長	別海町ユニット型特別養護老人ホーム利 用者負担額軽減制度実施要綱による利用 者負担額の軽減に関する事務であって規 則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規 則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規 則で定めるもの
11 町長	別海町災害時避難行動要支援者支援制度 実施要綱による要支援者名簿の作成に關 する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規 則で定めるもの (2) 身体障害者福祉法による身 体障害者手帳、精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律による 精神障害者保健福祉手帳に關す る情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規 則で定めるもの

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年2月23日から施行する。

議案第92号

別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について

別海町町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

別海町町税条例の一部を改正する条例

別海町町税条例（昭和31年別海村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項を次のように改める。

普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりである。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第4期 12月1日から同月25日まで

第68条第1項を次のように改める。

固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 5月1日から同月31日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 11月1日から同月30日まで

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第40条第1項及び第68条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の町民税及び固定資産税について適用し、令和7年度分までの町民税及び固定資産税については、なお従前の例による。

議案第93号

別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例（昭和22年別海村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「100分の325」を「100分の330」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内扱)
- 2 この条例による改正後の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条

例の規定による改正前の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第94号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和40年別海村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第2号中「100分の260」を「100分の265」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。
(給与の内扱)
- 2 この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例

の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 95 号

教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

別海町長 曽根興三

教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例（昭和 31 年別海村条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項第 2 号中「100 分の 260」を「100 分の 265」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
(給与の内扱)
- 2 この条例による改正後の教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例の

規定による改正前の教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第96号

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(別海町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 別海町職員の給与に関する条例（昭和26年別海村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項ただし書中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第16条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の70」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

第18条の2第2項第2号中「7, 100円」を「7, 300円」に、「10, 00
0円」を「10, 400円」に、「12, 900円」を「13, 500円」に、「15,
800円」を「16, 600円」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)
給料表 (一)

職員の区分	職務の級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
定年前	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
再任用	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
短時間	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
勤務職員以外の職員	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500

45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			

	94	308,000	358,400				
	95	308,300	358,800				
	96	308,700	359,100				
	97	308,900	359,400				
	98	309,200	359,800				
	99	309,500	360,200				
	100	309,900	360,600				
	101	310,100	361,100				
	102	310,400	361,500				
	103	310,700	361,900				
	104	311,000	362,300				
	105	311,200	362,800				
	106	311,500	363,200				
	107	311,800	363,500				
	108	312,100	363,800				
	109	312,300	364,200				
	110	312,600					
	111	313,000					
	112	313,300					
	113	313,500					
	114	313,700					
	115	314,000					
	116	314,400					
	117	314,600					
	118	314,800					
	119	315,100					
	120	315,400					
	121	315,700					
	122	315,900					
	123	316,200					
	124	316,500					
	125	316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第19条第1項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)
給料表 (二)

職員の区分	職務の級号俸	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	円 198,200	円 240,400	円 260,400
	2	199,900	241,200	261,300
	3	201,600	242,000	262,200
	4	203,300	242,700	263,100
	5	205,000	243,400	264,100
	6	206,700	244,100	265,000
	7	208,300	244,900	266,000
	8	209,900	245,600	266,900
	9	211,500	246,400	267,800
	10	213,000	247,100	268,600
	11	214,500	247,800	269,300
	12	215,900	248,400	269,700
	13	217,300	249,100	270,300
	14	218,800	249,500	270,700
	15	220,300	250,000	271,100
	16	221,800	250,400	271,500
	17	223,200	250,900	271,900
	18	224,600	251,300	272,400
	19	226,000	251,800	272,900
	20	227,400	252,200	273,500
	21	228,800	252,500	274,200
	22	229,800	252,800	274,800
	23	230,900	253,100	275,400
	24	232,000	253,400	276,200
	25	233,000	253,900	277,000
	26	233,800	254,400	277,700
	27	234,700	254,800	278,200
	28	235,500	255,300	278,900
	29	236,400	255,800	279,700
	30	237,200	256,300	280,400
	31	238,000	256,700	281,100
	32	238,800	257,100	281,700
	33	239,600	257,400	282,400
	34	240,100	257,900	283,100
	35	240,600	258,400	283,800
	36	241,100	258,800	284,400
	37	241,700	259,200	285,000
	38	242,200	259,700	285,700
	39	242,700	260,100	286,300
	40	243,200	260,500	286,800
	41	243,700	260,900	287,200
	42	244,000	261,300	287,700
	43	244,300	261,800	288,100
	44	244,700	262,100	288,500
	45	245,100	262,400	289,000
	46	245,500	262,800	289,500
	47	245,900	263,200	290,000
	48	246,300	263,500	290,300
	49	246,600	263,900	290,700

50	246,900	264,300	291,100
51	247,200	264,600	291,500
52	247,500	264,900	292,000
53	247,700	265,300	292,300
54	248,000	265,600	292,700
55	248,300	265,900	293,200
56	248,600	266,300	293,700
57	248,800	266,600	294,100
58	249,100	266,900	294,700
59	249,400	267,200	295,200
60	249,600	267,500	295,800
61	249,800	267,800	296,400
62	250,100	268,100	296,900
63	250,400	268,400	297,500
64	250,600	268,700	298,000
65	250,800	268,900	298,500
66	251,100	269,200	299,000
67	251,400	269,500	299,500
68	251,600	269,700	300,000
69	251,800	269,900	300,400
70	252,100	270,200	300,800
71	252,400	270,500	301,200
72	252,600	270,700	301,600
73	252,800	270,900	302,000
74	253,100	271,200	302,300
75	253,400	271,500	302,700
76	253,600	271,700	303,100
77	253,800	271,900	303,500
78	254,100	272,200	303,900
79	254,400	272,500	304,300
80	254,600	272,700	304,700
81	254,800	272,900	305,000
82	255,100	273,200	305,500
83	255,300	273,500	305,900
84	255,600	273,700	306,400
85	255,800	273,900	306,700
86	256,000	274,100	307,200
87	256,300	274,400	307,700
88	256,600	274,700	308,000
89	256,800	274,900	308,400
90	257,100	275,100	308,900
91	257,400	275,400	309,400
92	257,600	275,600	309,900
93	257,800	275,900	310,200
94	258,100	276,200	310,600
95	258,400	276,500	311,000
96	258,600	276,700	311,500
97	258,800	276,900	311,900
98	259,100	277,200	312,300
99	259,400	277,400	312,600
100	259,600	277,700	312,900
101	259,800	277,900	313,200
102	260,100	278,100	313,600
103	260,400	278,400	313,900

104	260,600	278,700	314,300	
105	260,800	278,900	314,600	
106		279,100	315,000	
107		279,400	315,400	
108		279,600	315,600	
109		279,900	315,800	
110		280,200	316,100	
111		280,500	316,400	
112		280,700	316,600	
113		280,900	316,800	
114		281,200	317,100	
115		281,400	317,400	
116		281,600	317,600	
117		281,900	317,800	
118		282,200	318,100	
119		282,500	318,400	
120		282,700	318,600	
121		282,900	318,800	
122		283,100	319,100	
123		283,400	319,400	
124		283,700	319,600	
125		283,900	319,800	
126		284,100	320,100	
127		284,400	320,400	
128		284,700	320,600	
129		284,900	320,800	
130		285,100		
131		285,400		
132		285,700		
133		285,900		
134		286,100		
135		286,400		
136		286,700		
137		286,900		
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		206,200	217,300	235,900

備考 この表は、技能職員、労務職員その他これに準ずる職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)
給料表 (三)

職員の区分	職務の級号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100

48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	
87	296,300	323,600	361,400	380,500	
88	296,800	324,600	362,200	381,000	
89	297,200	325,500	362,800	381,300	
90	297,700	326,500	363,400	381,800	
91	298,200	327,500	364,000	382,100	
92	298,700	328,500	364,600	382,400	
93	299,200	329,300	365,000	383,000	
94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	302,300	332,600	367,700	386,100	

100	302,800	333,200	368,100	386,500
101	303,200	333,600	368,400	387,100
102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		
133	312,800	344,000		
134	313,100	344,400		
135	313,400	344,800		
136	313,700	345,200		
137	313,900	345,500		
138	314,200	345,900		
139	314,500	346,300		
140	314,800	346,700		
141	315,000	347,000		
142	315,300	347,400		
143	315,700	347,700		
144	316,000	348,100		
145	316,200	348,400		
146	316,400	348,800		
147	316,700	349,200		
148	317,000	349,600		
149	317,200	349,900		
150	317,400	350,300		
151	317,700	350,700		

	152	318,000	351,100			
	153	318,400	351,400			
	154	318,600				
	155	318,800				
	156	319,100				
	157	319,400				
	158	319,700				
	159	320,000				
	160	320,300				
	161	320,700				
	162	321,000				
	163	321,300				
	164	321,600				
	165	322,000				
	166	322,300				
	167	322,600				
	168	322,900				
	169	323,300				
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他これに準ずる職員に適用する。

別表第4 (第3条関係)
給料表 (四)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400

48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,200
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,600
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	424,200
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	424,600
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	425,200
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	425,800
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	426,400
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	426,800
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	427,400
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	428,000
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	428,600
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	429,000
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	429,600
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	430,200
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	430,800
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	431,200
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	431,700
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	432,300
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	432,900
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	433,300
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	433,900
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	434,500
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	435,100
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	435,500
78	265,000	301,000	338,100	359,700		436,100
79	265,300	301,200	338,500	359,900		436,700
80	265,500	301,500	339,000	360,200		437,300
81	265,700	301,800	339,500	360,700		437,700
82	266,000	302,000	339,800	361,000		438,300
83	266,300	302,300	340,000	361,300		438,900
84	266,500	302,600	340,300	361,600		439,500
85	266,700	302,800	340,700	362,000		439,900
86		303,000	341,100	362,300		440,500
87		303,200	341,400	362,600		441,100
88		303,400	341,700	362,900		441,700
89		303,800	342,000	363,300		442,100
90		304,000	342,200	363,600		
91		304,200	342,600	363,800		
92		304,400	342,900	364,100		
93		304,800	343,100	364,400		
94		305,000	343,400	364,800		
95		305,200	343,700	365,200		
96		305,500	343,900	365,600		
97		305,800	344,100	366,100		
98		306,000	344,400	366,500		
99		306,200	344,700	366,900		

	100	306,500	344,900	367,300			
	101	306,800	345,100	367,800			
	102	307,000	345,300				
	103	307,200	345,700				
	104	307,500	345,900				
	105	307,800	346,100				
	106		346,400				
	107		346,800				
	108		347,200				
	109		347,400				
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士その他これに準ずる職員に適用する。

第2条 別海町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」」に改める。

第17条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の別海町職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の別海町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年別海町条例第10号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第2項から第4項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第2項から第4項までの規定による給料を含む。）の内扱とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第97号

第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例(令和元年別海町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改める。

第7条の2第1項第2号中「100分の105」を「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改める。

第2条 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第7条の2第1項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(期末手当及び勤勉手当の内払)

3 この条例による改正後の第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の第1号会計年度任用職員報酬条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例の規定による改正前の第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の第1号会計年度任用職員報酬条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

議案第98号

別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

別海町職員の定年等に関する条例（昭和58年別海町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第99号

別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

別海町手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

別海町手数料条例の一部を改正する条例

別海町手数料条例（平成12年別海町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第19号中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）」に改める。

別表19の項手数料の金額の欄中「1枚につき200円。」を「1件につき 200円」に改め、ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和8年2月23日から施行する。

議案第100号

別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について

別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例

別海町立へき地保育園条例（昭和41年別海村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表西春別へき地保育園の項及び本別海へき地保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第101号

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年別海町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に

掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

（別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年別海町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年別海町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年別海町条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第5条」に、「第5条」を「第6条」に改める。

第5条を削り、第1章中第4条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自ら提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。

第9条（見出しを含む。）、第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「又は事業」を「又は事業所」に改め、「利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条中別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例目次から第10条までの改正規定、第13条の改正規定（「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める部分に限る。）、第16条第7号から第20条第3項までの改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第102号

別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例

別海町母子健康センター設置条例（平成10年別海町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、あらかじめ母子センターに申し込みをするとともに」を削り、同項の表中「

産後ケア	町内に住所のある町民	無償
------	------------	----

」を「

産後ケア	町内に住所のある町民	無償
	その他	デイケア型（ショート） 1回につき 6,000円
		訪問型 1回につき 6,000円

」に改め、同条第2項中「申し込みの」を「母子センターを使用する」に改め、「ものとし、既に納入した使用料は返還しない」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第103号

別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例

別海町水道事業給水条例（昭和59年別海町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第104号

別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

別海町下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

別海町下水道条例の一部を改正する条例

別海町下水道条例（昭和53年別海町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（規則で定める軽微な工事を除く。）は、町長が」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、「者として」の次に「町長の」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 町が施行する工事
- (2) 災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事
- (3) 規則で定める軽微な工事

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第105号

別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

別海町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

別海町立学校設置条例の一部を改正する条例

別海町立学校設置条例（昭和39年別海村条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1別海町立西春別小学校の項を削る。

別表第2別海町立西春別中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第106号

別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について

別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

別海町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

別海町青少年問題協議会条例（昭和44年別海村条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第83号）」の次に「及びいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定」を、「基づき」の次に「、調査審議、連絡調整等を行うため」を加える。

第4条中「町長が別に」を「規則で」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

（専門委員）

第5条 協議会は、第2条第1項第3号において、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、会長が指名する委員をもって組織する。

第3条第1項及び第2項を次のように改める。

協議会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を招集してその議長となる。

第3条第3項中「会長を補佐し」を「、会長を補佐し」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項を次のように改める。

協議会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 前号の施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- (3) 法第30条第2項の規定に基づき、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査し、町長に報告すること。

2 協議会は、前項第1号及び第2号に規定する事項に関し、町長及び関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定（第4条に繰り下げる部分を除く。）は、令和8年4月1日から施行する。

議案第107号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 根室中部3号主要幹線改良舗装工事 |
| 2 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 240,900,000円
(内消費税及び地方消費税額 21,900,000円) |
| 4 契約の相手方 | 寺井・高玉経常共同企業体
経常共同企業体構成員 |
| 代表者 | 野付郡別海町別海130番地の18
寺井建設株式会社
代表取締役 寺井範男
野付郡別海町別海常盤町5番地
高玉建設工業株式会社
代表取締役社長 高玉哲郎 |

議案第108号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

(1) 名称 別海町ケアハウスみどり野

(2) 所在地 別海町別海寿町51番地

2 指定管理者

(1) 住所 別海町別海旭町149番地の1

(2) 名称 社会福祉法人別海町社会福祉協議会

(3) 代表者名 会長 佐藤次春

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第109号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 西春別デイサービスセンター
- (2) 所在地 別海町西春別駅前曙町9番地3

2 指定管理者

- (1) 住所 別海町別海緑町116番地9
- (2) 名称 道東あさひ農業協同組合
- (3) 代表者名 代表理事組合長 浦山宏一

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第110号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 別海町高齢者生活ハウス
- (2) 所在地 別海町西春別駅前曙町9番地3

2 指定管理者

- (1) 住所 別海町別海緑町116番地9
- (2) 名称 道東あさひ農業協同組合
- (3) 代表者名 代表理事組合長 浦山宏一

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第111号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 別海町酪農研修牧場
- (2) 所在地 別海町西春別347番地63

2 指定管理者

- (1) 住所 別海町西春別347番地63
- (2) 名称 有限会社別海町酪農研修牧場
- (3) 代表者名 代表取締役社長 浦山吉人

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第112号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 別海町総合スポーツセンター施設 (別紙のとおり)
- (2) 所 在 地 (別紙のとおり)

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町別海川上町139番地の108
- (2) 名 称 一般財団法人別海町地域振興財団
- (3) 代表者名 代表理事 磯田忠雄

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(別紙)

施設の名称	施設の所在地
別海町町民体育館	別海町別海141番地10
別海町町民温水プール	別海町別海141番地10
別海町営パークゴルフ場	別海町別海川上町145番地2
別海町営ランニングコース	別海町別海川上町145番地2
別海町町民ファミリースポーツハウス	別海町別海川上町145番地13
別海町営野球場	別海町別海141番地10
別海町営陸上競技場	別海町別海131番地8
別海町営スケートリンク	別海町別海寿町61番地1地先
別海町営ファミリー広場	別海町別海131番地4
別海町営全天候型トラック	別海町別海131番地8
別海町営運動広場	別海町別海131番地8
別海町営ゲートボール場	別海町別海川上町145番地13
別海町営テニスコート	別海町別海川上町145番地22

同意第4号

別海町教育委員会教育長の任命について

次の者を別海町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

- 1 住 所 野付郡別海町別海宮舞町74番地の137
- 2 氏 名 相澤 要
- 3 生年月日 昭和36年2月21日
- 4 任 期 令和8年2月16日から令和11年2月15日まで

同意第5号

別海町教育委員会委員の任命について

次の者を別海町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

- 1 住 所 野付郡別海町別海鶴舞町15番地
- 2 氏 名 森野志保
- 3 生年月日 昭和44年10月20日
- 4 任 期 令和7年12月22日から令和11年12月21日まで

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月18日

別海町長 曽根興三

工事請負契約の一部変更について

令和6年12月13日議案第83号により議決を経て締結した、中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「157,520,000円（内消費税及び地方消費税額14,320,000円）」を「159,489,000円（内消費税及び地方消費税額14,499,000円）」に改める。

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月19日

別海町長 曽根興三

工事請負契約の一部変更について

令和7年6月17日議案第59号により議決を経て締結した、町道上風連地区1号線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「59,180,000円（内消費税及び地方消費税額5,380,000円）」を「59,829,000円（内消費税及び地方消費税額5,439,000円）」に改める。

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月18日

別海町長 曽根興三

工事請負契約の一部変更について

令和7年6月17日議案第58号により議決を経て締結した、町道泉川第1地区零号線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「76,780,000円（内消費税及び地方消費税額6,980,000円）」を「77,099,000円（内消費税及び地方消費税額7,009,000円）」に改める。

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月8日提出

別海町長 曽根興三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月18日

別海町長 曽根興三

工事請負契約の一部変更について

令和6年12月13日議案第84号により議決を経て締結した、新源泉井掘削工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「143,902,000円（内消費税及び地方消費税額13,082,000円）」を「147,477,000円（内消費税及び地方消費税額13,407,000円）」に改める。